

## 答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した身体障害者手帳の障害等級認定に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

### 第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

### 第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都知事（以下「処分庁」という。）が請求人に対し、身体障害者福祉法（以下「法」という。）15条4項の規定に基づいて、平成28年8月30日付けで行った身体障害者手帳（以下「手帳」という。）の交付処分のうち、請求人の呼吸器機能の障害（以下「本件障害」という。）に係る身体障害程度等級（法施行規則別表第5号（以下「等級表」という。）によるもの。以下「障害等級」という。）を3級と認定とした部分（以下「本件処分」という。）を不服として、2級以上の等級に変更することを求めるものである。

### 第3 請求人の主張の要旨

請求人は、歩けない、転倒する、ベッドを居間に移し生活、呼吸困難で風呂に入れない、酸素不足で指が薄紫になることがあること等から、本件障害を3級ではなく、2級以上の等級に変更して欲しい。

#### 第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項により、棄却すべきである。

#### 第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成29年1月23日	諮問
平成29年3月21日	審議（第7回第4部会）
平成29年4月17日	審議（第8回第4部会）

#### 第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

##### 1 法令等の定め

- (1) 法15条1項は、手帳の交付申請は、都道府県知事（以下「知事」という。）の定める医師の診断書を添えてその居住地の知事に対して行う旨を定め、同条4項は、知事は、審査の結果、身体に障害のある者の申請による障害が法別表に掲げるものに該当すると認めるときは、申請者に手帳を交付しなければならないと定めている。

法施行規則5条1項2号は、手帳には障害名及び障害の級別を記載すべき旨を規定し、同条3項は、級別は等級表により定めるものとし、等級表においては、障害の種別ごとに1級から7級までの障害の級別（障害等級）が定められている。

- (2) 東京都においては、手帳の交付申請者の障害が法別表に掲げるものに該当するか否か、並びに該当する場合における障害の種類及び障害の程度の別についての認定審査を適切に行うため、

東京都身体障害者手帳に関する規則（平成12年東京都規則第215号）及び同規則5条の規定による受任規程である「東京都身体障害認定基準」（平成12年3月31日付け11福心福調第1468号。以下「認定基準」という。）を定めている。そして、認定基準8条は、「身体障害程度等級における個別の障害種目に係る認定基準については、別紙『障害程度等級表解説』のとおりとする。」と規定しており（以下、同解説を「等級表解説」という。）、手帳の交付申請に対しては、これらに則って手帳交付の可否の判断及び手帳に記載する障害名・障害等級の認定を行っている。

そして、処分庁が上記認定に係る審査を行うに当たっては、法15条1項の趣旨からして、提出された診断書に記載された内容を資料として判断を行うものと解される。

ただし、診断書に記載された医師の意見（法15条3項の意見）は、あくまで参考意見にすぎないものであり、最終的には処分庁が診断書の記載全般を基に、客観的に判定を行うべきものである。

このため、仮に、処分庁により交付される手帳に記載された障害等級が、申請書に添付された診断書に記載された医師の意見と異なることがあったとしても、診断書の記載内容全般を基にした処分庁の判断に違法又は不当な点が無ければ、手帳の交付処分に取消・変更理由があるとする事はできないものである。

2 そこで、本件診断書等の記載内容を前提として、本件処分に違法又は不当な点がないかどうか、以下検討する。

- (1) 本件診断書によれば、本件障害の障害名は「呼吸器機能障害」（別紙1・1・①）、「原因となった疾病・外傷名」は「気腫合併間質性肺炎」と記載され（別紙1・1・②）、「総

合所見」は「画像所見、血液検査から気腫合併間質性肺炎と診断する。呼吸機能は保たれているが、呼吸不全が目立つ。間質性肺炎の急性増悪をおこすなど今後も呼吸機能の悪化の可能性が高い」と記載されている（別紙1・1・⑤）。

これらの記載からすると、本件障害は、気腫合併間質性肺炎による呼吸器機能障害として認定することが相当である。

- (2) 等級表が定めている呼吸器機能に係る障害等級のうち、本件障害が該当する可能性がある呼吸器機能障害に係る部分を抜粋すると、以下のとおりである。

級別	呼吸器機能障害
1 級	呼吸器の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの
2 級	
3 級	呼吸器の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの
4 級	呼吸器の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの

そして、等級表解説は、呼吸器機能の障害等級を認定するための基準について、おおむね別紙2のとおり規定している。

- (3) 以上を前提に、以下、請求人の本件障害の程度について検討する。

本件診断書によれば、まず請求人の予測肺活量1秒率（指数）は61.9（別紙1・2・④・ウ）であることから、障害等級4級（指数が30を超え40以下のもの）相当にも該当しないことが認められる（別紙2・第6・3）。

次に、請求人の動脈血ガスは、本件診断書に記載がなかったため、処分庁が〇〇医師に照会したところ、動脈血O<sub>2</sub>分圧の室

内気での実測値は56.6 Torrと回答があり、この値は50 Torrを超え60 Torr以下のものであることから、障害等級は3級相当と認められる（別紙2・第6・2）。

さらに、処分庁が〇〇医師に対し、本件診断書における請求人の障害等級の意見に係る記載（1級相当）について、照会したところ、「呼吸器機能障害3級」とするとの回答を得たことが認められる。

なお、本件診断書によれば、「活動能力の程度」欄（別紙1・2・②）の記載の中では、「息切れがひどく家から出られない、あるいは衣服の着替えをする時にも息切れがある」が選択され、この記載のみからすると、請求人は障害等級1級の区分に該当し得るともいえるが、これは障害等級の決定と直接結びつくものではないとされていること（別紙2・第6・4・(1)・カ）、また、「参考となる経過・現症」欄（別紙1・1・④）には、「在宅酸素療法を開始」との記載はあるものの、常時人工呼吸器を使用する必要がある旨の記載はどこにも存しないことから、請求人は等級表1級に該当する者とは認められない（別紙2・第6・4・(2)・イ）。

したがって、請求人の本件障害の程度は、等級表解説1級の要件である「呼吸困難が強いため歩行がほとんどできないもの、呼吸障害のため指数の測定ができないもの、指数が20以下のもの又は動脈血O<sub>2</sub>分圧が50 Torr以下のもの」に至っていると認めることはできず、等級表解説3級の要件である「指数が20を超え30以下のもの若しくは動脈血O<sub>2</sub>分圧が50 Torrを超え60 Torr以下のもの」に該当し、「呼吸器の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの」（第7・2・(2)の等級表3級）に該当すると認めるのが相当である。

(4) 以上のとおり、本件診断書等によれば、請求人の本件障害の

程度は、「間質性肺炎による呼吸器機能障害（３級）」として「障害等級３級」と判断すべきであり、これと同旨の結論を採る本件処分に、違法又は不当な点は認められない。

3 請求人は、上記（第３）のとおり主張し、本件処分の違法性又は不当性を主張しているものと解される。

しかし、前記１（２）のとおり、障害等級の認定に係る総合判断は、本件診断書等の記載内容全般に基づいてなされるべきものであり、本件診断書等によれば、請求人の障害の程度は、認定基準及び等級表解説に照らして、「間質性肺炎による呼吸器機能障害（３級）」として「障害等級３級」と認定することが相当であることは前記２記載のとおりである。

したがって、請求人の主張には理由がないというほかない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第１ 審査会の結論」のとおり判断する。

（答申を行った委員の氏名）

松井多美雄、宗宮英俊、大橋真由美

別紙１（略）

別紙２（略）